

第35回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 5年4月25日（火曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | | |
|-----|----------------|-----------------------------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | | |
| 第 2 | 会期決定について | | |
| 第 3 | 会務報告 | | |
| 第 4 | 報告第 74号 | 令和4年度標茶町農業委員会業務報告について | |
| 第 5 | 報告第 75号 | 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 1件 |
| 第 6 | 報告第 76号 | 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 7 | 議案第193号 | 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 3件 |
| 第 8 | 議案第194号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第 9 | 議案第195号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第10 | 議案第196号 | 農用地利用集積計画の作成の要請について | 10件 |
| 第11 | 議案第197号 | 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について | |
| 第12 | 議案第198号 | 令和5年度標茶町農業委員会事業計画について | |

○出席委員（15名）

2番 舟山 珠代 君	3番 高橋 政寿 君	5番 嶋中 勝 君
6番 津野 斉 君	7番 佐瀬日出夫 君	8番 熊谷 英二 君
9番 澁谷 洋 君	10番 渡邊 裕義 君	11番 高松 俊男 君
12番 甲斐やす子 君	13番 平山 正志 君	14番 小野寺典男 君
15番 森田 享子 君	16番 佐藤 徳市 君	

○議事参与の制限を受けた委員（2名）

●番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君

○欠席委員（1名）

1番 佐藤 松喜 君 4番 笛木 眞一 君

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	事務局次長 小幡 裕也 君
振興係長 和田 千春 君	農地係長 青島 雅明 君
主任 湊谷 沙紀 君	

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第35回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

14番・小野寺君 2番・舟山君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第35回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第74号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第74号、令和4年度標茶町農業委員会業務報告についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

報告第74号についてご説明させていただきます。

令和4年度標茶町農業委員会業務報告について。

令和4年度標茶町農業委員会業務について、次のとおり報告するものであります。

令和4年度標茶町農業委員会業務報告書は別紙のとおりとなっております。

令和4年度標茶町農業委員会業務報告書

1. 総会等会議招集の状況

(1) 総会等会議開催回数

定例総会 12回、特別委員会 2回、あっせん委員会 31回、その他 17回。特別委員会につきましては農政部会、農地部会。その他については全体協議会、広報委員会、研修委員会、農地利用状況調査会議等となっております。

(2) 総会等議案数及び延件数

議案、議案数 70件、延件数 230件。

報告、議案数 29件、延件数 66件。

2. 農地の移動状況

(1) 農用地利用集積計画（農号経営基盤強化促進法）に基づく移動

売買（あっせん）、件数、合計 22件。面積、701.8ha。

賃貸借、件数、合計 63件。面積、1,118.3ha

使用貸借、16件。面積、1,059.1ha

合計しまして、件数101件。面積2,879.2haとなっております。

(2) 農地法 3条の許可による移動。

一般相対による売買。件数 3件。面積30.5ha

交換。件数 2件。面積0.4ha

賃貸借。件数 2件。面積46.7ha

地上権の設定。件数 1件。面積0.7ha

(3) 農地法第 3条の 3に基づく届け出。

こちらは相続の届出等になります。5件、207ha。

(4) 農地法第 4条の規定に基づく農地転用 9件 6ha

(5) 農地法第 5条の規定に基づく農地転用 8件 9.3ha

(6) 農地法第 18条第 6項の規定による合意解約 32件

(7) 特定農地貸付に係る農地法の特例に関する法律に基づく貸付承認 0件となっております。

3. 委員の調査活動内容

調査活動の内容について報告致します。

農地法第 3条の調査 8件、委員数 8人。

農地法第 4条の調査 9件、委員数 32人。

農地法第 5条の調査 8件、委員数 26人。

農地法第 30条の調査 こちらは農地利用状況調査となっております。委員数は 16人。

農用地利用集積計画の調査 56件、委員数 56人。

農業振興地域整備計画の調査 31件、委員数 102人。

現況調査 19件、委員数 68人となっております。

4. 委任業務関係

(1) 委任業務の会議開催状況

会議名ですが、農業者経営移譲年金受給説明相談会ですが、こちらにつきましては令和 4年度について、実施しておりませんので記載はしていません。

(2) 委員業務の処理状況

農業者老齢年金受給裁定請求 10件

農業者年金資格喪失届 4件
通常加入申込・変更等申出書 1件
政策支援加入申込・変更等申出書 2件
死亡関係届出 27件
その他の届出 5件
農業者経営移譲年金等受給者現況届に係る証明 241件となっております。

5. その他

贈与税並びに不動産取得税に係る経営継続証明 7件
不動産取得税の課税標準の特例控除に係る証明 8件
現況証明 19件
その他の証明 8件となっております。

この報告書につきましては、承認された後、農業委員会ホームページにて公表していきたいと思
います。以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。
以上をもって、報告第74号は報告のとおり承認されました。

◎報告第75号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第75号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっ
せん委員の指名について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。
報告第75号について説明させていただきます。
農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するもの
であります。
指名したあっせん委員は別紙のとおり1件となっております。

番号1
あっせん申出者、●●●● ●●●●

申出面積 38.1ha

指名年月日 令和5年4月5日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、舟山委員、高橋委員、高松委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第75号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第76号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第76号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

なお、●番 ●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第76号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 高松委員

あっせん委員 舟山委員、高橋委員

報告年月日 令和5年4月10日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ408-6

現況地目 畑

面積 7,371㎡他5筆、合計面積は111,596㎡

価格 4,880,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は、自己資金となっております。

続きまして

土地の所在 字上オソツベツ原野基線48-2

現況地目 畑

面積 20,429㎡他5筆、合計面積は206,534㎡

価格 7,592,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は、自己資金となっております。

続きまして

土地の所在 字ヌマオロ原野東1線82-1

現況地目 畑

面積 23,298㎡他2筆。合計面積62,576㎡。

価格 1,799,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は、自己資金となっております。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります高松委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松。

報告第76号番号1について報告致します。

令和5年4月10日に、高橋委員、舟山委員と私、事務局より小幡次長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、平成30年度に農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第76号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第193号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第193号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第193号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

賃貸人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野412-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、32,802㎡他2筆。合計面積は59,779㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成28年12月28日。

契約期間、平成28年12月28日から令和8年12月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和5年3月20日となっております。

なお、番号2から番号3につきましては、賃貸人、設定内容が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野419-1。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、39,172㎡。

契約年月日、令和2年8月31日。

契約期間、令和2年8月31日から令和7年8月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和5年3月20日となって

おります。

番号3。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野417-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、42,107㎡他1筆。合計面積は54,094㎡。

契約年月日、平成26年2月28日。

契約期間、平成26年2月28日から令和6年2月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和5年3月27日となっております。

なお、番号1から番号3までにつきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第193号、番号1から番号3について説明させていただきます。

4月16日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡し時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については原案可決されました。

以上をもって、議案第193号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第194号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第194号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第194号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は別紙のとおり1件となっております。

番号1。

譲渡人 ●●●● ●●●●さん

譲受人 ●●●● ●●●●さん

土地の所在、字熊牛原野14線西8。

地目、登記簿、現況 共に畑。

面積、48,403㎡他1筆。合計面積は96,954㎡。

契約の種類 売買。

権利移転の理由 譲渡人 相手方要望、譲受人 経営規模拡大のため

資金調達の方法及び価格 自己資金 6,000,000円

世帯員 譲受人3名

畑 譲受人 2,170,650㎡。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、森田員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君）15番・森田です。

議案第194号、番号1について説明させていただきます。

令和5年4月17日に現地調査をしてみました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手方要望により、譲受人の●●●●さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2。

譲渡人、●●●● ●●●●さん。

譲受人、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ原野428。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、80,668㎡外6筆、合計面積は155,004㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で1,200,000円。

譲受人世帯員8名。

農地、147,726㎡うち借入地147,726㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第194号、番号2について報告致します。

4月10日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは相手方要望により農地を譲渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第194号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第195号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第195号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

なお、●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第195号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

所有者、●●●● ●●●●さん。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野19線東9の内。

地目、登記簿 牧場、現況 畑。

面積、29,585.39㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借

転用目的は、火山灰土採取。

転用計画内容、期間、許可日の日から3年間。

掘削地22,082.39㎡、搬出路40㎡、事業地5,933.35㎡、保安区域1,529.65㎡

表土107,976㎡、火山灰土161,963㎡。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、甲斐委員。

調査結果につきましては渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊。

議案第195号、番号1について報告致します。

4日14日に嶋中委員、甲斐委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。申請地は、参考資料の1ページから4ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地で火山灰土採取を目的とした一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当と判断いたします。

周辺農地へ及びす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から火山灰採取という限定的な目的で、代替性もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（●●●●君復席）

以上をもって、議案第195号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第196号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第196号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容10件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を、一括議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第196号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり10件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ408-6。

地目、登記簿、現況 ともに畑。

面積、7,371㎡他5筆。合計面積111,596㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和5年4月28日。

対価の支払期限、令和5年7月29日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、4,880,000円。

支払方法、毎指定口座振り込みとなっております。

なお、番号2から番号3までにつきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ原野基線48-2。

地目、登記簿、現況 ともに畑。

面積、20,429㎡他5筆。合計面積206,534㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、7,592,000円。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字ヌマオロ原野東1線82-1。

地目、登記簿、現況 ともに畑。

面積、23,298㎡他5筆。合計面積62,576㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、1,799,000円。

なお、番号1から番号3につきましては、あっせん案件でありますので改めての調査は行っておりません。以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで、内容3件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字虹別原野4 1 2 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、32,802㎡他2筆。合計面積は59,779㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年4月28日から令和10年4月27日まで。

土地の引渡時期、令和5年4月28日。

金額、年間181,000円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振り込み

なお、番号4につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第196号、番号4について報告致します。

4月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

お諮り致します。

番号5から番号6まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号6まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ26-8の内。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、4,048㎡他1筆。合計面積4,399㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年5月1日から令和15年4月30日まで。

土地の引渡時期、令和5年5月1日。

金額、年間6,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振り込み

なお、番号6につきましては、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号5と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号6。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字チャンベツ26-1の内。

地目、登記簿、現況 ともに畑。

面積、22,373㎡他2筆。合計面積35,908㎡。

価格、108,000円。

なお、番号5及び番号6につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 12番・甲斐君。

○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐です。

議案第196号、番号5及び番号6について報告致します。

4月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんと●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号6まで、内容2件については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野69線107-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,452㎡他18筆。合計面積は517,131㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年4月28日から令和10年4月27日まで。

土地の引渡時期、令和5年4月28日。

金額、年間1,500,000円。

支払方法、毎年5月と10月末日までに指定口座振り込み

なお、番号7につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第196号、番号7について報告致します。

4月22日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字雷別116-1。

地目、登記簿 牧場、現況 畑。

面積、3,264㎡他10筆。合計面積は100,843㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年4月28日から令和10年4月27日まで。

土地の引渡時期、令和5年4月28日。

金額、年間210,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振り込み

なお、番号8につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第196号、番号8について報告致します。

4月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字クチョロ173-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、71,119㎡他7筆。合計面積は245,855㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和5年4月28日から令和10年4月27日まで。

土地の引渡時期、令和5年4月28日。

金額、年間616,800円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振り込み

なお、番号9につきましては澁谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷洋君） 9番・澁谷です。

議案第196号、番号9について報告致します。

4月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ656-1。

地目、登記簿 原野、現況 採放地。

面積、50,892㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、採放地。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和5年4月28日から令和24年11月26日まで。

土地の引渡時期、令和5年4月28日。

金額、無償。

なお、番号10につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第196号、番号10について報告致します。

4月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

以上をもって、議案196号、内容10件は原案可決されました。

◎議案第197号

○会長（佐藤 徳市君） 日程第11。議案第197号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第197号について説明をさせていただきます。

令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について。

令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）は、別紙のとおりとなっております。

内容につきましては、先ほどの全体協議会の中で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほど、宜しくお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第197号は原案可決されました。

◎議案第198号

○会長（佐藤 徳市君） 日程第12。議案第198号、令和5年度標茶町農業委員会事業計画についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○農地係長（和田千春君） はい。

議案第198号について説明をさせていただきます。

令和5年度標茶町農業委員会事業計画について、令和5年度標茶町農業委員会事業計画を定めたので、承認を求めるものであります。

令和5年度標茶町農業委員会事業計画は、別紙のとおりとなっております。

この事業計画につきましては、毎年4月に標茶町農業委員会の計画として、事業計画を定めているものであります。

計画の概要を読み上げて提案をさせていただきます。

令和5年度標茶町農業委員会事業計画。

I 農業情勢と課題

本町の農業は、広大な土地と恵まれた水資源に支えられ、草地型酪農を根幹として、生産基盤整備の積極的な推進により経営規模の拡大を続け、我が国でも有数の酪農地帯として成長を遂げてきたほか、肉牛の生産・販売にも積極的に取り組み、野菜生産においては、冷涼な気候を活かし大根の栽培も導入され、道内屈指の産地として知られるようになりました。

しかしながら、担い手の不在など依然厳しい経営環境におかれ、新規就農研究制度の充実を図っておりますが、離農戸数も高く推移しています。

なお、農業委員会組織・制度改革については、改正農業委員会法が施行され、法令業務・振興業務はもとより、農利用最適化の取り組みに対する更なる活躍が求められています。

このような状況を踏まえ、本会は「農号委員会等に関する法律」に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、本町農業の持続的発展と、本町の振興に寄与するため「行動する農業委員会」としてさらに取組みを強化し農業・農業者の公的代表機関として本町農業振興のために関係機関・団体との連携強化を図り積極的な活動を推進してまいります。

II 活動方針

- 1 農業委員会活動を実現するため農業委員自ら実践行動に取り組む。
- 2 地区担当制により農業者の声を幅広くくみとり、きめ細かな農業委員会活動を展開する。

III 活動計画

- 1 担い手の育成・確保対策の推進。
- 2 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消。
- 3 地域に根ざした農政活動の推進。
- 4 農業委員・事務局職員の資質の向上。
- 5 農業委員会の制度の普及及び広報活動の推進

計画の詳細につきましては、記載の通りでございますので、省略致します。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤 徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第198号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第35回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第35回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前11時00分閉会)